別紙１

定期接種実施要領　新旧対照表

改正後	現行
第１　総論	第１　総論
１～１７　（略）	１～１７　（略）
１８　他の予防接種との関係	１８　他の予防接種との関係
（１）乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン、乾燥弱毒生麻しんワクチン、乾燥弱毒生風しんワクチン、経皮接種用乾燥ＢＣＧワクチン又は乾燥弱毒生水痘ワクチンを接種した日から、乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン、乾燥弱毒生麻しんワクチン、乾燥弱毒生風しんワクチン、経皮接種用乾燥ＢＣＧワクチン又は乾燥弱毒生水痘ワクチンの予防接種（同一種類のワクチンを接種する場合において、接種の間隔に関する定めがある場合は、その定めるところによる。）を行うまでの間隔は、27 日以上おくこと。	（１）乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン、乾燥弱毒生麻しんワクチン、乾燥弱毒生風しんワクチン、経皮接種用乾燥ＢＣＧワクチン又は乾燥弱毒生水痘ワクチンを接種した日から、乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン、乾燥弱毒生麻しんワクチン、乾燥弱毒生風しんワクチン、経皮接種用乾燥ＢＣＧワクチン又は乾燥弱毒生水痘ワクチンの予防接種（同一種類のワクチンを接種する場合において、接種の間隔に関する定めがある場合は、その定めるところによる。）を行うまでの間隔は、27 日以上おくこと。
（２）　（略）	（２）　（略）
１９～２３　（略）	１９～２３　（略）
第２　各論	第２　各論
１（１）～（13）　（略）	１（１）～（13）　（略）
（14）Ｈｉｂ感染症の予防接種は（１）と同様とするか、初回接種の開始時の月齢ごとに以下の方法により行うこととし、アの方法を標準的な接種方法とすること。	（14）Ｈｉｂ感染症の予防接種は（１）と同様とするか、初回接種の開始時の月齢ごとに以下の方法により行うこととし、アの方法を標準的な接種方法とすること。
ア～ウ　（略）	ア～ウ　（略）
エ　Ｈｉｂ感染症の予防接種について、平成 26 年４月１日より前に、予防接種実施規則の一部を改正する省令（平成 26 年厚生労働省令第 22 号。以下「改正省令」という。）による改正前の実施規則（以下「旧規則」という。）に規定する接種の間隔を超えて行った接種であって、実施規則に規定する予防接種に相当する接種を受けた者は、医師の判断と保護者の同意に基づき、既に接種した回数分の定期接種を受けたものとしてみなすことができること。	エ　Ｈｉｂ感染症の予防接種について、平成 26 年４月１日より前に、平成 26 年４月１日より前に、予防接種実施規則の一部を改正する省令（平成 26 年厚生労働省令第 22 号。以下「改正省令」という。）による改正前の実施規則（以下「旧規則」という。）に規定する接種の間隔を超えて行った接種であって、実施規則に規定する予防接種に相当する接種を受けた者は、医師の判断と保護者の同意に基づき、既に接種した回数分の定期接種を受けたものとしてみなすことができること。
（15）～（19）　（略）	（15）～（19）　（略）
２～11　（略）	２～11　（略）

12　新型コロナウイルス感染症の定期接種 　新型コロナウイルス感染症の予防接種は、（１）に掲げる者に対し、（２）のいずれかの方法で、毎年度 10 月１日から翌年３月 31 日までの間で各市町村が設定する期間に１回行うこと。 （１）　（略） （２）接種方法 　以下のいずれかの方法により行うものとする。 　ア　コロナウイルス（ＳＡＲＳ―ＣｏＶ―２）ＲＮＡワクチン（令和５年８月２日に第一三共株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第 14 条第１項の承認を受けたオミクロン株ＸＥＣ対応１価ワクチン）を１回筋肉内に注射するものとし、接種量は、0.6 ミリリットルとする方法。 　イ　コロナウイルス（ＳＡＲＳ―ＣｏＶ―２）ＲＮＡワクチン（令和６年５月 29 日にファイザー株式会社が医薬品医療機器等法第 14 条第１項の承認を受けたオミクロン株ＬＰ．８．１対応１価ワクチン）を充填済シリンジ剤により１回筋肉内に注射するものとし、接種量は、0.3 ミリリットルとする方法。 　ウ　組換えコロナウイルス（ＳＡＲＳ―ＣｏＶ―２）ワクチン（令和６年９月５日に武田薬品工業株式会社が医薬品医療機器等法第 14 条第１項の承認を受けたオミクロン株ＬＰ．８．１対応１価ワクチン）を１回筋肉内に注射するものとし、接種量は、0.5 ミリリットルとする方法。 　エ　コロナウイルス（ＳＡＲＳ―ＣｏＶ―２）ＲＮＡワクチン（令和６年 10 月３日にモデルナ・ジャパン株式会社が医薬品医療機器等法第 14 条第１項の承認を受けたオミクロン株ＬＰ．８．１対応１価ワクチン）を１回筋肉内に注射するものとし、接種量は、0.5 ミリリットルとする方法。 　オ　コロナウイルス（ＳＡＲＳ―ＣｏＶ―２）ＲＮＡワクチン（令和７年８月 28 日に Meiji	12　新型コロナウイルス感染症の定期接種 　新型コロナウイルス感染症の予防接種は、（１）に掲げる者に対し、（２）のいずれかの方法で、毎年度 10 月１日から翌年３月 31 日までの間で各市町村が設定する期間に１回行うこと。 （１）　（略） （２）接種方法 　以下のいずれかの方法により行うものとする。 　ア　コロナウイルス（ＳＡＲＳ―ＣｏＶ―２）ＲＮＡワクチン（令和３年２月 14　日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第 14 条の承認を受けたオミクロン株ＪＮ．１系統対応１価ワクチン）を１回筋肉内に注射するものとし、接種量は、0.3 ミリリットルとする方法。 　イ　コロナウイルス（ＳＡＲＳ―ＣｏＶ―２）ＲＮＡワクチン（令和３年５月 21 日に武田薬品工業株式会社が医薬品医療機器等法第 14 条の承認を受けたもオミクロン株ＪＮ．１系統対応１価ワクチン）を１回筋肉内に注射するものとし、接種量は、0.5 ミリリットルとする方法。 　ウ　組換えコロナウイルス（ＳＡＲＳ―ＣｏＶ―２）ワクチン（令和４年４月 19 日に武田薬品工業株式会社が医薬品医療機器等法第 14 条の承認を受けたオミクロン株ＪＮ．１系統対応１価ワクチン）を１回筋肉内に注射するものとし、接種量は、0.5 ミリリットルとする方法。 　エ　コロナウイルス（ＳＡＲＳ―ＣｏＶ―２）ＲＮＡワクチン（令和５年８月２日に第一三共株式会社が医薬品医療機器等法第 14 条の承認を受けたオミクロン株ＪＮ．１系統対応１価ワクチン）を１回筋肉内に注射するものとし、接種量は、0.6 ミリリットルとする方法。 　オ　コロナウイルス（ＳＡＲＳ―ＣｏＶ―２）ＲＮＡワクチン（令和５年 11 月 28 日に Meiji

Seika ファルマ株式会社が医薬品医療機器等法第 14 条第１項の承認を受けたオミクロン株ＸＥＣ対応１価ワクチン）を１回筋肉内に注射するものとし、接種量は、0.5 ミリリットルとする方法。	Seika ファルマ株式会社が医薬品医療機器等法第 14 条の承認を受けたオミクロン株ＪＮ.１系統対応１価ワクチン）を１回筋肉内に注射するものとし、接種量は、0.5 ミリリットルとする方法。
13　（略）	13　（略）